

都営交通無料乗車券（A 券）をご利用のお客様へ

東京都の区域内に住所を有する第 1 種身体障がい者、第 1 種知的障がい者の方に発行している都営交通無料乗車券（A 券）を、障がい者 P A S M O（本人用）に搭載することができます。

※都営交通無料乗車券を障がい者 P A S M O に搭載した場合

（第 1 種身体障がい者の方の場合）

（第 1 種知的障がい者の方の場合）



1 障がい者 P A S M O に都営交通無料乗車券（A 券）を搭載する方法

「都営交通無料乗車券（A 券）」と「身体障がい者手帳又は療育手帳（愛の手帳）」を、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所へお持ちください。

※お求めの方法は、プレス文第 3 項「障がい者用 P A S M O のお求めの方法」をご参照ください。

2 都営交通無料乗車券（A 券）を障がい者 P A S M O に搭載した際の利用方法

・障がい者本人が、都営地下鉄、都営バス、東京さくらトラム（都電荒川線）及び日暮里・舎人ライナーにご乗車される場合、単独利用が可能です。

※ただし、介護者の方は、単独で介護者 P A S M O をご利用いただくことはできません。

例 1：障がい者（本人）と介護者が共に都営地下鉄をご利用する場合



※手帳を呈示することなく、障がい者（本人）及び介護者のお客様は自動改札機をご利用ください。

例 2：障がい者（本人）が単独で、都営地下鉄をご利用する場合



※手帳を呈示することなく、障がい者（本人）のお客様は自動改札機をご利用ください。

* 運賃の割引適用

		都営交通無料乗車券（A 券）を搭載した障がい者 P A S M O
		都営地下鉄、都営バス、東京さくらトラム（都電荒川線）及び日暮里・舎人ライナーの運賃
介護者同行	本人	無料
	介護者	半額
単独利用	本人	無料

※ 他の事業者における割引制度等については、各事業者にお問い合わせください。

注意事項

・都営交通無料乗車券（A 券）の更新（3 年に 1 度）とは別に、障がい者 P A S M O を毎年更新する必要があります。